

令和8年度 市民税・都民税の申告について

この申告書は、次の方に送付しています

- ・前年度に市民税・都民税の申告をされた方（収入のない被扶養者を除く）

□申告が必要な方

 - ・右の「申告の必要がない方」にあてはまらない方
 - ・公的年金等の収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得が20万円以下である方で、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合

- ・給与所得のみの方で、勤務先があきる野市に給与支払報告書を提出していない場合 …など

□申告の際に持参していただくもの

- ・同封の申告書
 - ・申告者のマイナンバーカード又は通知カード
※通知カードの場合は、運転免許証・パスポートなど本人確認ができる書類が必要となります。また、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限ります。
 - ・令和7年中の収入・支出を証明するもの（源泉徴収票・收支明細書など）
 - ・控除に必要な生命保険・地震保険の証明書、社会保険・医療費控除の明細書など
 - ・障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など

□申告の必要がない方

- ・所得税の確定申告をされる方
 - ・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先からあきる野市に給与支払報告書が提出されている方
 - ・前年中の所得が公的年金等の所得のみで、年金支払者からあきる野市に公的年金等支払報告書が提出されている方
※公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は、申告が必要となります。
※遺族年金・障害年金などの非課税年金のみで税証明が必要な方は、申告が必要となります。
 - ・市内の方に扶養されている方（扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をする必要があります。）
※他市に住んでいる方の扶養親族になっている場合は、申告が必要となります。

申告書の
提出期限は
3月16日で

◎源泉徴収票・控除証明書等を添付している方は、金額等の記入は省略できます。(転記する必要はありません。)

*源泉徴収票の控除の内容に変更がある場合は、それぞれの項目に金額等を記入してください

◎証明書がない所得（営業等）や控除などを申告（追加）する場合は、それぞれの項目に金額等を記入してください。

特に社会保険料（納付書でお支払いされた国民健康保険税や介護保険料など）は必ず記入してください。

◎収入がなかった方でも 国民健康保険税や各種福祉制度等の基礎資料のため 申告が必要な場合があります

申告書の記入の仕方

○収入がなかった方は **申告書（表）** の 16 収入のなかった方へに記入

- ① 事業、不動産、配当、雑（業務・その他）、譲渡、一時所得などがある方は、その所得の収入金額を1に、その所得金額を2に記入し、かつその詳細を〔申告書(裏)〕7～10に記入してください。
〔申告書(裏)〕7～10に必要事項を記入し、収支内訳書など添付してください。※業務とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

② 給与収入金額又は専従者給与収入金額を1のカに記入してください。
(源泉徴収票がない方は〔申告書(裏)〕6に内訳を記入してください。)

③ 年金収入金額を1のキに記入してください。

④ 支払った社会保険料を3の⑬に記入してください。
※国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払がある場合は、控除証明書を添付してください。

⑤ 寡婦またはひとり親に該当する場合、及び勤労学生に該当する場合は、3の⑯～⑰の該当区分にレを記入してください。また勤労学生である場合は学校名を記入し、証明書（学生証のコピー）を添付してください。

⑥ 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、氏名、障害の程度、個人番号を3の⑲に記入し、手帳の提示又は写しを添付してください。

⑦ 令和7年12月31において生計を一にし、合計所得金額が133万円以下の配偶者の氏名・生年月日・合計所得金額・個人番号3の⑳～㉑に記入してください。
※配偶者特別控除は夫婦間でお互いに適用を受けることはできません。
※別居の場合には、〔申告書(裏)〕12にも氏名などを記入してください。

⑧ 令和7年12月31において生計を一にし、合計所得金額が58万円以下の扶養親族の氏名・生年月日・個人番号などを3の㉒～㉓に記入してください。また当該親族等の合計所得金額が58万円以上123万円以下の場合には、「特親」欄に○を記入してください。
※扶養控除等は、被扶養者一人に対して複数の人が控除等の適用を受けることはできません。
※別居の場合には、〔申告書(裏)〕12にも氏名などを記入してください。

⑨ 令和7年12月31において生計を一にし、16歳未満の扶養親族の氏名・生年月日・個人番号などを3の16歳未満の扶養親族欄に記入してください。
※別居の場合には、〔申告書(裏)〕12にも氏名などを記入してください。

⑩ 支払った医療費等と保険金などで補填される金額（生命保険や社会保険等により）を3の㉔に記入してください。
※平成30年度より、医療費の領収書等の添付が不要となりました。医療費控除の明細書を作成し、添付してください。

⑪ 寄附金税額控除については裏面を参照し、〔申告書(裏)〕14に記入してください。

⑫ 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・都民税の納税方法を5に記入してください。
※制度上、希望する納税方法と異なる場合があります。

◆ 均等割・森林環境税

●均等割及び森林環境税の税額

個人住民税の均等割及び森林環境税は、次のように定められています。
(森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、令和6年度から市町村が賦課徴収することとなっています。)

個人住民税 均等割	市町村民税(年額)	3,000円
	都民税(年額)	1,000円
国税	森林環境税(年額)	1,000円

◆ 所得割

●所得割の計算方法

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

$$(所得金額 - 所得控除額) \times 税率 - 調整控除 - 税額控除$$

課税所得金額

$$- \text{配当割額控除} \cdot \text{株式等譲渡所得割額控除} = \text{所得割額}$$

※控除しきれない配当割額、株式等譲渡所得割額は還付または充当されます。

●所得割の税額(総合課税)

課税所得の段階	標準税率	
	市民税	都民税
一律	6%	4%

●人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(調整控除)

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除など)の差に基づく負担増を調整するため、次により求めた金額を所得割から控除します。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

アトイのいずれか小さい額の5%(市民税3%、都民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の人

ア 人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円) × 5%(市民税3%、都民税2%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

※上記の合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職金額の合計額です。

※合計所得金額2,500万円超の場合、調整控除は適用されません。

【住民税と所得税の主な人的控除の差額】

控除の種類	住民税	所得税	差額
基礎控除(納税義務者の所得によって額は変わります。)	43万円	58万円	15万円
一般配偶者(※)・一般扶養控除(16~18歳)(23~69歳)	33万円	38万円	5万円
老人配偶者控除(※)・老人扶養(70歳~)	38万円	48万円	10万円
特定扶養控除(19~22歳)	45万円	63万円	18万円

※納税義務者・配偶者の所得によって額は変わります。

・税額控除

①配当控除

区分	市民税	都民税
課税総所得金額等が1,000万円以下の部分の配当所得金額	1.6%	1.2%
課税総所得金額等が1,000万円を超える部分の配当所得金額	0.8%	0.6%

※配当の内容により控除率が変わることがあります。

※申告不要の配当所得・株式等譲渡所得について

地方税が特別徵収された配当所得・株式等譲渡所得は申告を要しませんが、納税者本人が有利であると判断した場合には所得として申告することもできます。

なお、税制改正により、令和6年度からは所得税と住民税で異なる課税方式は選択できなくなりました。

②寄附金額控除

基本控除	次のうちいづれか小さい額を控除する。 ①都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附金、都道府県共同募金会もしくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は ^{※1} 所得稅法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金等のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該都道府県もしくは市町村が条例で定めたものの合計額 ②総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30% ※1 控除の対象となる寄附金、控除開始年度は各都道府県各市町村の条例により異なります。	-2,000円	× 市民税 6% 都民税 4%
特例控除	都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金については基本控除に加え、特例控除が加算される。 ※ただし、所得割の20%を上限とする。 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 - 2,000円	× (90% - 所得税の限界税率) × 市民税 3/5 都民税 2/5 の合計額	

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類	所得金額の計算方法	
事業(営業等)所得	販売業、製造業、飲食業、医師、弁護士、外交員など	収入金額 - 必要経費 = 事業(営業等)所得の金額
農業所得	農産物の生産、果樹、家畜、養蚕など	収入金額 - 必要経費 = 農業所得の金額
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
給与所得	サラリーマンの給料など	給与所得の速算表参照
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得、報酬、謝礼	公的年金等 公的年金等に係る雑所得の速算表参照 業務 収入金額 - 必要経費 = 雜所得(業務)の金額 その他 収入金額 - 必要経費 = 雜所得(その他)の金額
一時所得	生命保険の満期保険金など一時に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円) = 一時所得の金額 (課税される一時所得は一時所得金額の2分の1)

令和7年分 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額 から	まで	給与所得の金額
650,999円まで		0円
651,000円	1,899,999円	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額
1,900,000円	3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で「A × 2.8 - 80,000円」で求めた金額 割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)
3,600,000円	6,599,999円	「A × 3.2 - 440,000円」で求めた金額
6,600,000円	8,499,999円	「収入金額 × 0.9 - 1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上		「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額

令和7年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65歳以上	3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額

※公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額

種類	控除額										
⑧ 障害者控除	障害者である納稅義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき・26万円 (特別障害者については……30万円) 納稅義務者またはその配偶者もしくは納稅義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき……53万円										
⑨ 配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合、配偶者の合計所得金額に応じた額を控除することができます。										
⑩ 配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>納稅(義務)者の合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下 1,000万円以下</td></tr> <tr> <td>58万円以下</td> <td>33万円 22万円 11万円</td></tr> <tr> <td>70歳以上の場合</td> <td>38万円 26万円 13万円</td></tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額	納稅(義務)者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下 1,000万円以下	58万円以下	33万円 22万円 11万円	70歳以上の場合	38万円 26万円 13万円
配偶者の合計所得金額	納稅(義務)者の合計所得金額										
900万円以下	900万円超 950万円以下 1,000万円以下										
58万円以下	33万円 22万円 11万円										
70歳以上の場合	38万円 26万円 13万円										
⑪ 扶養控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の合計所得金額</th> <th>特定親族特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>58万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円</td></tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円</td></tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td</td></tr></tbody></table>	扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	15,000円以下	58万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円	15,001円～40,000円	100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円	40,001円～70,000円</td			
扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額										
15,000円以下	58万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円										
15,001円～40,000円	100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円										
40,001円～70,000円</td											